平成２４年（フ）第１５３８５号
東京都世田谷区松原５丁目48―16
債務者　鈴木　重文
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡真之介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月27日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５号
北海道三笠市唐松町２丁目304番地
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６９５号
兵庫県尼崎市浜２丁目８番11号
債務者　別所登美子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９２４号
札幌市手稲区前田１条２丁目７番21号
債務者　住谷　亮誘
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　直毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７５０号
大阪市東成区深江北３丁目６番11号　カーサ・ベルテ202号
債務者　川西　裕美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０号
奈良県香芝市北今市２丁目231番地９
債務者　肥後　　強
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
滋賀県高島市新旭町安井川833番地７
債務者　村井峰碩こと　朴　　峯碩
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肱岡　勇夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８８２号
札幌市西区八軒４条東３丁目１番36号
債務者　高田百合子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　美里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７０９号
大阪市西成区鶴見橋３丁目５番25号
債務者　矢野　貴史
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内義之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４０号
大阪府東大阪市西岩田３―３―52―910号、住民票上の住所大阪府八尾市泉町１丁目72番地
債務者　家村木工こと　家村　平治
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０７号
札幌市西区山の手３条４丁目２番25号　リンダビスタ山の手201号
債務者　高橋　康男
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見野　彰信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６５号
札幌市北区北37条西８丁目２番30―310号
債務者　立島　好幸
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３８号
京都市中京区富小路通四条上る大文字町596番地　ネルジュランド湖月208
債務者　石澤　　統
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　武義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５４３号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字内池田２番地３　202、前住所愛知県額田郡幸田町大字横落字竹ノ花78番地　101
債務者　畔柳美代子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
岡山県浅口郡里庄町大字里見3924番地
債務者　門永　敏晴
1　決定年月日時　平成25年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
岡山県倉敷市中島2340番地21
債務者　土倉　　勉
1　決定年月日時　平成25年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
岡山県倉敷市中島2340番地21
債務者　土倉　孝子
1　決定年月日時　平成25年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係